

## 公布された条例のあらまし

### ○佐賀県県税条例等の一部を改正する条例（条例第 26 号）

#### 1 佐賀県県税条例の一部改正

- (1) 自動車税環境性能割の税率区分を段階的に見直すこととした。（条例第 1 条及び第 2 条の規定による改正後の第 111 条の 3 関係）
- (2) 初回新規登録から一定年数を経過した自動車は税率を重くし、電気自動車等は税率を軽減する自動車税種別割の特例措置について、対象となる自動車の初回新規登録の期限等を改めることとした。（条例第 1 条の規定による改正後の附則第 19 条関係）
- (3) その他所要の改正を行うこととした。

#### 2 佐賀県産業廃棄物税条例について、所要の改正を行うこととした。（条例第 3 条関係）

#### 3 佐賀県核燃料税条例について、所要の改正を行うこととした。（条例第 4 条関係）

#### 4 この条例は、一部の規定を除き、規則で定める日から施行することとした。

#### 5 所要の経過措置を定めることとした。